

消費税引き上げに伴う区分支給限度額の見直しについて

令和元年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げに伴い、下表のとおり区分支給限度基準額が改定されます。

令和元年 9 月 30 日以前に発行の介護保険被保険者証については、差し替えを行いませんので、交付済みの被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を、改定後の区分支給限度基準額に読み替えてください。

令和元年 10 月以降に発行する介護保険被保険者証については、改定後の区分支給限度基準額が記載されます。

区分	1 か月あたりの支給限度	
	現行（9 月 30 日まで）	改定後（10 月 1 日から）
総合事業対象者	5,003 単位	5,032 単位
要支援 1	5,003 単位	5,032 単位
要支援 2	10,473 単位	10,531 単位
要介護 1	16,692 単位	16,765 単位
要介護 2	19,616 単位	19,705 単位
要介護 3	26,931 単位	27,048 単位
要介護 4	30,806 単位	30,938 単位
要介護 5	36,065 単位	36,217 単位